

原議保存期間 10年
平成28年12月31日まで保存

各都道府県警察の長 殿
各方面本部長
(参考送付先)
各地方機関の長

警察庁丙生企発第48号
平成18年5月25日
警察庁生活安全局長

警備員等の検定等に関する規則第2条の表の5の項の上欄の都道府県公安委員会の認定について

警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第2条の表の5の項の上欄の規定により交通誘導警備業務のうち都道府県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認めるものとする認定については、下記により行うとともに、交通誘導警備業務の実施基準に関する警備業者の指導に関し、遺憾のないようにされたい。

記

1 交通誘導警備業務の実施基準の考え方

警備業者は、その実施に専門的知識及び能力を要し、かつ、事故が発生した場合には不特定又は多数の者の生命、身体又は財産に危険を生ずるおそれがあるものとして国家公安委員会規則で定める種別の警備業務を行うときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その種別ごとに警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第23条第4項の合格証明書の交付を受けている警備員(以下「検定合格警備員」という。)に、当該種別に係る警備業務を実施させなければならないこととされている(法第18条)。交通誘導警備業務については、高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する高速自動車国道をいう。)又は自動車専用道路(道路法(昭和27年法律第180号)第48条の4に規定する自動車専用道路をいう。)において交通誘導警備業務を行うとき及び道路又は交通の状況により、都道府県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務を行うときは、交通誘導警備業務に係る検定合格警備員を、交通誘導警備業務を行う場所ごとに、一人以上配置して、実施させなければならないこととされている(検定規則第2条の表の4の項及び5の項)。

まず、同表の4の項については、全国における平成12年から平成16年までの人身交通事故件数に対する死亡事故件数の構成率が、高速自動車国道にあつては3.07%と、自動車専用道路にあつては1.23%と、道路全体における同構成率である0.84%に比べ高いため、高速自動車国道又は自動車専用道路において行う交通誘導警備業務を行う場合に検定合格警備員に実施させて道路における危険を防止する必要性が高いことから、定められたものである。

次に、同表の5の項については、都道府県によっては、高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路において行う交通誘導警備業務であっても、高速自動車国道又は自動車専用道路において行う交通誘導警備業務と同等以上に、検定合格警備員に実施させて道路における危険を防止する必要性が高いものがあり得ることから、定められたものである。

2 認定に当たっての留意事項

同表の5の項の上欄の規定により実施基準の対象となる交通誘導警備業務を認定するに当たっては、1を踏まえ、認定しようとする時の前年以前5年間の人身交通事故件数に対する死亡事故件数の構成率が自動車専用道路と同等程度以上である幹線道路など、高速自動車国道又は自動車専用道路と同等以上に、そこにおける交通誘導警備業務を検定合格警備員に実施させて道路における危険を防止する必要性が高い道路を特定した上で、当該道路において行う交通誘導警備業務を認定すること。この場合において、一の道路の路線のうち一部の区間において行う交通誘導警備業務に限り認定することも差し支えない。

3 認定方法

都道府県公安委員会が意思決定した上で、都道府県公安委員会告示により公示すること。ただし、都道府県公安委員会告示以外の法形式により公示することが通例となっている都道府県警察にあつては、当該法形式により公示して差し支えない。

なお、都道府県公安委員会告示等の制定に当たっては、別紙1のモデル都道府県公安委員会告示を参考とされたい。

4 隣接都道府県警察に対する連絡

他の都道府県の区域に隣接する区域について、同表の5の項の上欄の規定により実施基準の対象となる交通誘導警備業務を認定しようとする場合は、当該他の都道府県警察に対して連絡すること。

5 警察庁に対する連絡及び報告

同表の5の項の上欄の規定により実施基準の対象となる交通誘導警備業務を認定しようとする場合は、警察庁に対して都道府県公安委員会告示等の案を連絡すること。また、都道府県公安委員会告示等を制定した場合は、警察庁に対して別添2の交通誘導警備業務認定報告書に都道府県公安委員会告示等を添付して報告すること。

6 施行期日

都道府県公安委員会告示等の公布の日から6月を経過する日から施行することとするなど、警備業者等に対する周知に配慮すること。

7 周知等

都道府県警備業協会に協力を依頼するなどして、認定した交通誘導警備業務の周知に努めること。また、警備業者に対し、警備員による検定の受検を促進するなど検定合格警備員の確保に努めるよう指導すること。

モデル都道府県公安委員会告示

警備員等の検定等に関する規則第 2 条の表の 5 の項の上欄の規定による〇〇県公安委員会が認める交通誘導警備業務

平成 年 月 日

〇〇県公安委員会告示第 号

警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号）第 2 条の表の 5 の項の上欄の規定により、〇〇県公安委員会が認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

路線	区間
1 国道〇号線	〇〇県の全域
2 国道〇号線	〇〇市、〇〇市及び〇〇町の全域
3 県道〇号線	〇〇市 1 丁目 2 3 番地先から〇〇町〇〇 4 5 6 先まで

平成 年 月 日

警察庁生活安全局生活安全企画課営業係担当官 殿

都道府県名：

担当課：

担当者：

警電：

交通誘導警備業務認定報告書

○ 認定した交通誘導警備業務に係る道路の路線数等

道路の種別	路線数	総延長距離 (k m)
国道		
都道府県道		
市町村道		
その他		
合計		

送付枚数：本紙を含めて 枚